

## 「特別警報」「暴風警報」「大雨・洪水警報」時の休園及び登降園について

区 分	内 容
1. 「特別警報」「暴風警報」「土砂災害警戒情報」「避難準備情報・避難勧告・避難指示（※園所在地区にて発令の場合）」 発令時における休園および登園について	
(1) 園児が登園する前に 発令された場合	<p>ア) 警報が解除されるまで、自宅待機をお願いします。</p> <p>イ) <u>午前 7 時 00 分までに</u>警報が解除された場合は、平常通り開園します。</p> <p>ウ) <u>午前 7 時 00 分を過ぎてから午前 11 時まで</u>に解除された場合は、解除後 1 時間を経てから保育を開始します。</p> <p>エ) <u>午前 11 時を過ぎてから</u>警報が解除された場合は、休園とします。</p> <p>(注) イ、ウの場合においても、道路や橋の損壊、家屋や樹木の倒壊などで危険な場合は、<u>自宅待機や臨時休園等必要な処置をとることもあります。</u></p>
(2) 園児が登園してから 発令された場合	<p>「特別警報」「暴風警報」「土砂災害警戒情報」「避難準備情報」が発令された場合</p> <p>ア) 園児の安全を確保するため、速やかにお迎えをお願いします。</p> <p>(注) 道路や橋の損壊、家屋や樹木の倒壊などで危険な場合は、園で待機することがあります。</p> <p>「避難勧告」「避難指示」が発令された場合</p> <p>イ) 解除されるまで園で待機します。ただし、園周辺の安全が確保されており、保護者が引渡しを望む場合は引渡しを行います。</p>
2. 「大雨警報」「洪水警報」発令時における登園について	
(1) 園児が登園する前に 発令された場合	<p>ア) 保育園は開園し、通常保育を行います。</p> <p>(注) ただし状況によって急遽お迎えをお願いする可能性もあります。自宅で保育が出来る場合は、登園を控えてください。また登園する場合も、早目にお迎えをお願いします。</p>
(2) 園児が登園してから 発令された場合	<p>ア) 通常通りの保育を行います。</p> <p>(注) ただし、早目にお迎えに来てくださいますようお願いいたします。</p>
3. 警報等が解除となった場合の給食及びバス運行の取り扱いについて (警報発令、解除の場合は、防災無線及びケーブルテレビの告知スピーカーによりお知らせします。)	
(1) 給食について	<p>ア) <u>午前 7 時 00 分までに</u>警報が解除された場合は、通常通りの給食を準備します。</p> <p>イ) <u>午前 7 時 00 分過ぎ～午前 9 時まで</u>に解除された場合は、手持ちの給食食材等を用いて簡易に対応可能な範囲で用意します。</p> <p>ウ) <u>午前 9 時を過ぎてから</u>解除された場合は、当日の給食を中止とし、登園時は、お弁当を持参してください。</p>
(2) バス運行について	<p>ア) <u>午前 7 時 00 分までに</u>警報が解除された場合は、通常どおり運行します。</p> <p>イ) <u>午前 7 時 00 分の時点で</u>警報が発令されている場合は朝のバス(移動バスを含む)は<u>運休とします。</u></p> <p>ウ) <u>午前 11 時まで</u>に解除された場合は、午後のバス(移動バスを含む)のみ運行します。ただし、安全確保の観点から危険な状況と判断した場合は運休とします。</p>

※ 上記の内容は「暴風警報」「特別警報」「大雨警報」「洪水警報」「土砂災害警戒情報」「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」以外の警報・情報等には適応されません。